

宮保福第939号  
平成27年9月7日

各通所介護事業所  
各認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

宇都宮市長 佐藤 栄一  
(保健福祉部保健福祉総務課扱)

指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスに係る実施報告について

日ごろから本市の保健福祉事業につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度介護保険制度改定に伴い、宿泊サービスの質を担保するという観点から、厚生労働省より（平成27年4月30日付）「指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」が示され、実施状況の届出書が必要となりました。

つきましては、当該指針に基づき、下記のとおり届出を提出くださいますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) (別紙様式) 指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書
- (2) 提出書類一覧に準じた各書類

2 対象事業所

- (1) 既に宿泊サービスを提供している事業所  
※届出が必要な事業所は、指定通所介護事業所等の設備を使用して宿泊サービスを提供する場合です。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。
- (2) 宿泊サービスを提供する予定がある事業所

3 提出期限

- (1) 既に宿泊サービスを提供している場合は、平成27年9月末日まで
- (2) 新たに宿泊サービスの提供を開始する場合は、宿泊サービスを提供する前まで

4 その他

- (1) 宿泊サービスを提供する際は、当該指針を遵守されますようお願いいたします。
- (2) 当該指針及び提出書類の様式等は宇都宮市ホームページに掲載しております。

宇都宮市ホームページ

トップページ > 福祉 > 社会福祉法人・施設及び介護事業所などの事業者向け情報 > 介護保険事業者向け情報 > 指定通所介護事業所等における夜間宿泊サービスの提供について

宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課  
介護事業者指導グループ  
TEL : 028-632-2933  
FAX : 028-639-8825